

補助金申請

(地区補助金・グローバル補助金)

補助金委員長

工藤 武三

地域のニーズを



クラブの参加資格認定

- ・ 補助金セミナーへの出席(本スライドの確認)
- 署名の入った「クラブの覚書(MOU)」を提出 (クラブ会長及び会長エレクト)
- 財団年次寄付を行なっている事 (いわゆる"寄付ゼロ"クラブは資格がありません)



補助金申請にあたっての主な注意点

- 1. 承認後にプロジェクトを開始すること。承認前に経費が発生してはならない。
- 2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから24カ月以内に完了する必要がある。
- → 継続事業不可。同じ事業を繰り返してはいけない。
- 3. 現ロータリアンは補助金の受領者または受益者になってはならない
- <u>ロータリアンが業者として受注、交通費、食事代などを受けることは</u>できません。ただし、特別な理由がある場合は事前にご連絡ください。
- 4. 補助金は、補助金支払い時のRIレートに従って支給される。
- 5. 補助金資金を受け取るには、専用口座を設けなければならない。



地区補助金

1. 活動の種類

- ●人道的プロジェクト (奉仕活動を行うための現地への渡航や災害復興活動など)
- ●奨学金 (教育機関のレベルや場所、支給期間、専攻分野の制約なし)
- ●青少年プログラム (ロータリー青少年交換、ロータリー青少年指導者養成プログラム 「RYLA」、ローターアクト、インターアクト)
- ●職業研修チーム(VTT)の派遣 (現地の人びとに研修を行うチーム、または現地で職業スキルを学ぶ チーム)



地区補助金

2. 地区補助金の申請手続き

- ●「23-24年度 地区補助金」はガバナーエレクト事務所(仙台) が窓口となります。
- 申請を希望されるクラブはガバナーエレクト事務所(仙台)に お問合せの上、申請書、予算書(見積書)をご提出ください (2023年2月末日締切)。



1. 概要

グローバル補助金は、「ロータリーの重点分野※」に該当し、 持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際活動」を 支援するものです。

クラブと地区は、グローバル補助金を通じて地域社会のニーズに 対応する活動を行うことで、グローバルなパートナーシップを強化 できます。

※1「ロータリーの重点分野」:

- ① 平和構築と紛争予防 ② 疾病予防と治療 ③ 水と衛生
- ④ 母子の健康 ⑤ 基本的教育と識字率向上 ⑥地域社会の経済発展
- ⑦環境の保全



2. 活動の種類

グローバル補助金は、次のような活動に使用できます。

- ●人道的プロジェクト
- ●奨学金:大学院レベルの留学
- ●職業研修チーム(VTT):専門職業に関係するチームや、 研修を受けるチームの受け入れ、または派遣



3. 支給額と支給方法

- ●予算30,000ドル以上のプロジェクトが対象。
- ●地区財団活動資金(DDF)に、国際財団活動資金(WF)から 活動資金(DDF)の80%(従来は100%)が上乗せされます。 従ってDDFでおよそ16,700ドルを用意出来ればプロジェクト の成立要件は達成されます。
 - ※ 現金拠出に対するWFの上乗せは2020年7月1日 より停止しております(上乗せ無しでの現金拠出は可)。
- ●その他、他地区や他クラブからの支援を仰げばもっと バラエティに富んだ資金を用意することができます。



4. グローバル補助金の申請手続き

- グローバル補助金の申請はDDFを使用しますので、 事前にガバナー事務所にお知らせください。 「グローバル補助金DDF申請書」の提出と My Rotary (RIホームページ)にてオンライン申請が必要です。
- 2022年7月から、ローターアクトクラブも代表提唱者として グローバル補助金を申請できるようになります。



5. 申請書の提出にあたってのヒント

申請書が承認されるには、以下の要件が明確に記載されていなければなりません。

- 持続可能であり、補助金の資金が使い尽くされた後にも活動成果を 長期的に持続させるための計画を含んでいること
- 測定可能な目標を持っていること
- ロータリーの重点分野のいずれかに該当すること
- 地域社会のニーズに応えること
- ロータリアンと地域社会の人々の両方が積極的に参加すること
- 補助金の「授与と受諾の条件」に記載された要件を順守すること

グローバル補助金は、年度を通じて随時受付しておりますが、奨学金(8~10月に留学開始)の場合、申請締切は6月30日となります。



6. モニタリングと評価、持続可能性について

プロジェクトのモニタリングと評価はグローバル補助金プロジェクトに おける重要な要素です。適切なモニタリングと報告を行うことで、地域社会 にとって好ましい変化をもたらしたことを確認できます(「持続可能性」)。

- ◎地域社会のニーズと強みを調査する。
- ◎恩恵を受ける人々に関与してもらう。
- ◎研修、教育、呼びかけを行う。
- ◎現地で物資を調達する。
- ◎現地の資金源を確保する。
- ◎モニタリングと評価を欠かさない。



7. 注意していただきたいこと

報告書提出、資金提供等の義務を怠ると、新たな補助金が承認されないだけでなく、進行中のプロジェクトの実施もできなくなることがあります。

- 数年前、ある海外の地区・クラブとのプロジェクトを実施中にロータリー財団から 「資金凍結」の通知が来ました。その原因を調べてみると、相手地区が行っていた 別のプロジェクトの最終報告書に瑕疵があったことが分かりました。 その結果、相手地区だけでなく当地区も連帯責任を問われ、2~3ヵ月活動休止に 追い込まれました。
- 相手地区とはプロジェクトの実施や資金管理の事だけでなく、報告書の提出などの オンライン手続きまでキチンと行うとの事前確認(「覚書の締結」)、常に密接な情報 交流をする事が 求められます。

また、相手地区にしっかりとした協力団体(NPOなど)があるかを確認しておくことも 大切です。



補助金報告書の提出

地区補助金及びグローバル補助金は、お金が関わるものですから、 報告書の提出が義務付けられています。

- ●地区補助金は領収書を添付した最終報告書を地区に提出しなければなりません。地区はそれらを纏めて財団本部に報告します。 その報告書が承認されて事業は完了します。
- ●特に、グローバル補助金は海外の地区、クラブとの間の書類に オンラインでの確認作業が必要です。相手の地区、クラブが関連する 事業に過失があると、連帯責任でペナルティを課せられることがあるので 注意をすると同時に密なるコミュニケーションを取らなければなりません。



さいごに・・・

本日述べてきた補助金の財源は

すべて皆さんから財団への年次寄付金です!

1人でも多くの方から! 少しでも多くのご寄付を!

皆様の温かい支援をお願いします。

